

1 学校統計要覧の刊行

平成5年5月1日現在で調査した「学校基本調査」（指定統計第13号）及び「卒業後の進路状況調査」の調査結果により、学校数、児童生徒数及び教職員数等の基本的事項を収録した「学校統計要覧」を刊行して、本県教育行政上の基礎資料として広く活用を図った。

2 地方教育行財政調査（届け出調査）

この調査は、平成4会計年度において、教育費がどのような財源から支出され、どのように使われているか、また、平成5年5月1日現在の教育委員会の委員及び職員等の実態を調査し、教育行政等に関する諸施策の資料とすることを目的とし、文部省が実施した調査である。

この調査の結果については、「教育調査報告書」として刊行し、教育行政上の基礎資料として広く活用を図った。

3 進路状況等に関する調査

この調査は、中学校・高等学校生徒の進路希望及び卒業後の状況を調査し、進路指導及び高等学校の適正配置計画並びに課程・学科等の整備計画の基礎資料を得ることを目的とした県単独調査である。

調査結果については、「教育調査報告書」として刊行し、広く活用を図った。

4 社会教育統計調査等

この調査は、社会教育に関する基本的事項を調査し、社会教育行政上の基礎資料を得ることを目的として、文部省が実施した調査である。

調査種類は次のとおりである。

(1) 社会教育調査（指定統計第83号）

社会教育行政調査、公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、婦人教育施設調査、社会体育施設調査

(2) 生涯学習・社会教育施設等調査（承認統計調査）

博物館類似施設調査、文化会館調査（私立）、民間体育施設調査、生涯学習・社会教育関係法人調査

(3) 文化会館調査（公立）（届出調査）

(4) 生涯学習関連事業調査（届出調査）

5 学校教員統計調査（指定統計第62号）

この調査は、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を調査し、教員に関する諸施策の検討立案のための基礎資料を得ることを目的として、文部省が実施した調査である。

調査結果については、「教育調査報告書」として刊行し、広く活用を図った。

第7節 教職員の給与

I 給与改定関係

平成5年度の教職員の給与改定については、平成5年10月7日の県人事委員会の給与勧告に基づき、平成5年12月定例県議会に給与条例の一部改正が提案され、議決・成立したものであり、その概要は次のとおりである。

1 給料関係

(1) 給料表の改正

各給料表に定める給料月額が170%程度引き上げられたこと。

(2) 加算額の改正

教育職給料表（教育職（二）・高校教育職・小中教育職）の3級である者に対する加算額が、次のように改められたこと。

- ・教育職（二）及び高校教育職
6,100円（改正前5,000円）
- ・小中教育職
6,000円（改正前5,000円）

ただし、教育職給料表（二）及び高校教育職給料表の3級16号給（直前の級号給が2級31号給であった場合に限る。）にあつては、6,900円（改正前6,000円）

また、小中教育職給料表の3級19号給（直前の級号給が2級33号給であった場合に限る。）にあつては、7,100円（改正前6,000円）、同じく3級21号給（直前の級号給が2級36号給であった場合に限る。）にあつては、7,500円（改正前6,600円）、同じく3級22号給（直前の級号給が2級38号給であった場合に限る。）にあつては、9,100円（改正前8,400円）

2 諸手当関係

(1) 初任給調整手当

医師に支給される当該手当の支給限度額が、294,000円（改正前285,000円）に改められたこと。

(2) 扶養手当

当該手当の月額が、次のように改められたこと。

- ・配偶者を除く扶養親族のうち3人目からの者に係る手当の月額が、2,000円（改正前1,000円）に改められたこと。（その他の者以外の扶養親族については、現行どおり）
- ・扶養親族である子のうち、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（「特定期間」）にある子（加算対象者）に対して、月額1,000円を加算して支給することとしたこと。

(3) 住居手当

借家等職員に対する手当の月額が、次のように改められたこと。

- ア 家賃等の額が9,001円～20,000円の場合
手当額＝家賃等の額－9,000円（現行どおり）